

日本キリスト教社会福祉学会 研究倫理規程

日本キリスト教社会福祉学会（以下「本学会」という）は、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」（以下「研究倫理指針」という）に定められた内容を、本学会としてもこれを重んじ、適切に遂行するために、理事会のもとに「倫理委員会」（以下「本委員会」という）を設置すると共にその決定を実行するために、この研究倫理規程を定める。

第1部 倫理委員会

（目的）

第1条 本委員会は、「研究倫理指針」を遂行するため、理事会の諮問に基づき、次の業務を行うことを目的とする。

- ① 本学会会員の研究倫理向上に向けた本学会および理事会への提言
- ② 同「研究倫理指針」の本学会独自の内容への改正に関する事項
- ③ 本学会において、「研究倫理指針」に関する違反行為があった場合の調査および報告書の作成
- ④ その他、本委員会が必要と認める業務

（指針違反の内容の検討）

第2条 本委員会は、理事会の諮問に応じて、指針違反に関する次のような内容の検討と調査を行う。

- ① 研究成果の作成・報告および論文作成（含む著作等）の過程におけるデータ、情報、調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用
- ② 上記①に準じる違反行為
- ③ 前各号に掲げる違反行為の証拠隠滅または調査妨害

（本委員会の構成）

第3条 本委員会は、以下でもって構成する。

- ① 委員は5名以内で構成をする。
- ② 委員は社会福祉学領域に経験・識見を有する本学会会員とするが、必要な場合は外部委員として他の領域の有識者を加えることができる。
- ③ 委員は本学会長が理事会に諮って委嘱する。
- ④ 本委員会には委員長を置き、本学会長が理事会に諮って決定を行う。

（本委員会の運営）

第4条 本委員会の運営を次のように定める。

- ① 本委員会は、委員長が招集し議長となる。

- ② 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。
- ③ 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
- ④ 本委員会の審議過程及び決定事項は、理事会に報告をする。
- ⑤ 本委員会の内規、委員の氏名、委員の構成及び守秘義務のある条項を除いた議事要旨は、公開するものとする。
- ⑥ 審査対象となる研究に係る委員は、当該研究の審議に関与してはならない。ただし、本委員会の求めに応じて、その会議に出席し、説明することは可能とする。

(倫理調査委員会の設置)

第5条 本委員会の業務を遂行するために倫理調査委員会を設置する。

- ① 「研究倫理指針」違反のおそれのある研究を調査するにあたっては、その都度、倫理調査委員会を設置するものとする。
- ② 倫理調査委員会の委員は、本委員会の合議で決定をする。なお、本調査にかかわる臨時的倫理調査委員を、必要に応じて委員長の指名により加えることができる。
- ③ 倫理調査委員会はその結論に至った経緯と内容をすみやかに本委員会に報告しなければならない。

(違反する行為の疑いに関する申し立て)

第6条 違反する行為の疑いに関する申し立てについて、次のように定める。

- ① 違反行為を発見した者、または違反行為の疑いがあると認めた者は、所定の様式によって申立書を本学会事務局に提出して、申し立てを行うことができる。
- ② 本学会長は、申し立てのあった場合には、すみやかに本委員会に対して、調査を諮問しなければならない。
- ③ 匿名による申し立てがあった場合の取り扱いは、本学会長の判断に委ねる。
- ④ 申し立て者に対しては、申し立てを理由として、不利益を受けないように、十分な配慮を行う。

第2部 「研究倫理指針」違反の判断に伴う決定

(不服申し立て)

第7条 違反と判断された者は、次のような不服申し立てを行うことができる。

- ① 「違反行為」と判断された対象会員は、あらかじめ委員会が定めた期間内に、所定の様式によって本委員会に不服申し立てを行うことができる。
- ② 不服申し立てを行った会員は、倫理調査委員会が必要であると判断した場合に、直接面談して事情を弁明する機会が与えられる。

- ③ また倫理調査委員会は、必要な場合、不服申し立てを行った会員に対して、直接面談して事情を聴取することができる。

(違反への対応)

第8条 違反と判断された場合は、次のような対応を行なうことができる。

- ① 「研究倫理指針」の違反があったと本委員会で判断された場合は、学会長は速やかに別に内規で定める対応を理事会に諮って判断をし、それを実行しなければならない。
- ② 本委員会によって、「研究倫理指針」違反と認定された時点において、会員の本会からの退会等の手続きは停止される。

(悪意の申し立てに対する処分)

第9条 悪意により虚偽の申し立てを行った者に対しては、本学会は適切な措置をとる。その内容は、上記第8条の①に示した別に内規で定める対応に準ずる。

(氏名の公表)

第10条 上記第8条および第9条の行為があったと判断された者の氏名の公表とその方法・時期は、理事会において判断する。

(守秘義務)

第11条 本委員会の委員(倫理調査委員会委員を含む)および本会役員は、「違反行為」の調査および報告の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第12条 本委員会の事務は、本学会事務局が行う。

(改正)

第13条 本規程の改正は、本学会理事会の議決による。

(付則)

この規程は、2012年6月23日から施行する。